

平成30年度 第1回 八重山地区移動献血日程表

平成30年5月28日（月）～6月15日（金）17日間

| 月日（曜日） | 実施時間 | 献血実施場所 |
|----------|-------------|----------------------|
| 5月28日（月） | 9：00～17：00 | 石垣市役所 |
| 5月29日（火） | 9：00～12：00 | 石垣地方合同庁舎 |
| | 14：00～17：00 | 南の美ら花 ホテルみやひら |
| 5月30日（水） | 9：30～17：00 | ファーマーズマーケットやえやま |
| 5月31日（木） | 8：30～12：00 | 沖電工八重山営業所 |
| | 14：00～17：00 | アートホテル石垣島 |
| 6月1日（金） | 9：00～17：00 | 竹富町役場 |
| 6月2日（土） | 9：30～16：30 | 八重山ライオンズクラブ於：かねひで石垣店 |
| 6月4日（月） | 9：00～17：00 | 八重山港運株式会社 |
| 6月5日（火） | 9：00～12：00 | 石垣市水道部庁舎 |
| | 13：30～17：00 | 石垣市商工会 |
| 6月6日（水） | 9：30～17：00 | マックスバリュやいま店 |
| 6月7日（木） | 9：00～12：00 | 八重山地区営農振興センター（JA大浜） |
| | 13：30～17：00 | 石垣島徳洲会病院 |
| 6月8日（金） | 9：00～16：30 | 石垣市役所 |
| 6月10日（日） | 9：30～17：00 | マックスバリュやいま店 |
| 6月11日（月） | 9：00～11：30 | 石垣島製糖株式会社 |
| | 13：30～17：00 | 沖縄県立八重山病院 |
| 6月12日（火） | 9：00～17：00 | 沖縄県八重山合同庁舎 |
| 6月13日（水） | 9：30～17：00 | DIYセンターメイクマン石垣店 |
| 6月14日（木） | 8：30～17：00 | 沖縄県八重山警察署 |
| 6月15日（金） | 9：00～16：30 | 石垣市役所 |

21パールプランいしがき 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定と介護保険料の改定について

市では老人福祉法と介護保険法に基づき「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を計画期間（平成30年度～平成32年度）を同時期とし、一体的なものとして策定しました。本計画では「すべての高齢者が健康で 生き活きと 共に支えあい（ユイマール）安心してらせるまち いしがき」を基本理念に掲げ、その実現のための具体的な施策を定めました。また、計画期間中の3年間に必要な介護サービス給付見込額を算出し、その財源となる介護保険料を改定しました。

※本計画の詳細は介護長寿課、市政情報センター、介護長寿課HPでご覧下さい。

第7期介護保険料率算定表

※1円以下、端数切り捨て

| 所得段階 | 所得段階基準 | | 料率 | 年額 (円) | 月額 (円) | |
|---------------|--------|---|---|--------------------|------------------|-------|
| | 本人 | 世帯 | | | | |
| 第1段階 | 非課税 | ○生活保護受給者 ○世帯全員が住民税非課税者で老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 | 0.500 (0.450) | 40,140 (36,120) | 3,345 (3,010) | |
| 第2段階 | | ○世帯全員が住民税非課税者であって、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人 | 0.705 | 56,604 | 4,717 | |
| 第3段階 | | ○世帯全員が住民税非課税者であって、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人 | 0.755 | 60,612 | 5,051 | |
| 第4段階 | | 課税 | ○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 | 0.935 | 75,072 | 6,256 |
| 第5段階 (基準額) | | | ○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人 | 1.000 | 80,292 | 6,691 |
| 第6段階 | 課税 | ○本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の人 | 1.355 | 108,792 | 9,066 | |
| 第7段階 | | ○本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人 | 1.525 | 122,436 | 10,203 | |
| 第8段階 | | ○本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人 | 1.775 | 142,512 | 11,876 | |
| 第9段階 | | ○本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人 | 1.925 | 154,560 | 12,880 | |
| 第10段階 | | ○本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人 | 2.125 | 170,616 | 14,218 | |
| 第11段階 | | ○本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上の人 | 2.325 | 186,672 | 15,556 | |

※第1段階の()内は、平成30年度の低所得者への公費負担による軽減後の保険料率、金額となります。